

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
58	障害者総合支援法による育成医療給付事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、障害者総合支援法による育成医療給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岡崎市長

## 公表日

令和5年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援法による育成医療給付事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づき、自立支援医療制度の精神通院医療・更生医療・育成医療のうち、育成医療に該当する要件(身体に障がいを残すおそれのある18歳未満のかたで、確実に治療効果が期待できる場合など)を満たした障がいを有する児童に対して医療費の給付を行っている。</p> <p>①申請を受理し、申請書類(申請書、医師意見書、保険証の写し等)に記載された内容を確認する。            ②自己負担上限額階層区分の決定のため、生活保護受給状況、市民税課税状況、所得、年金給付情報を確認する。            ③給付の可否を判断し、給付決定者の受給者証及び自己負担上限額管理票を作成する。            ④給付決定の場合は、申請者に対し、受給者証、自己負担上限額管理票及び送付文を送る。            ⑤給付不承認の場合は、不承認通知書を送る。            ⑥公費負担医療の請求管理を行う。            ⑦受給履歴の管理を行う。(台帳の作成)            ⑧転入者が受給者の場合、転入前自治体に受給状況の確認を行い、支給判断を行う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①申請を受理し、申請書類(申請書、医師意見書、保険証の写し等)に記載された内容を確認する。            ②自己負担上限額階層区分の決定のため、生活保護受給状況、市民税課税状況、所得、年金給付情報を確認する。            ⑦受給履歴の管理を行う。(台帳の作成)</p>
③システムの名称	1 福祉総合システム(自立支援医療給付・育成医療給付) 2 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 3 中間サーバー 4 住民基本台帳ネットワークシステム 5 宛名管理システム 6 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 7 庁内連携システム(データ連携基盤)
2. 特定個人情報ファイル名	
育成医療給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(発令:平成25年5月31日号外法律第27号)(以下、「番号利用法」という。)第9条第1項及び別表第1の項番84
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】            番号利用法第19条第8号 別表第2における第1欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「障害者総合支援法による自立支援給付(自立支援医療費)の支給に関する事務」が含まれる項(108、109、110の項)</p> <p>【情報提供の根拠】            番号利用法第19条第8号 別表第2における第3欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項)</p> <p>【8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(障害者自立支援給付関係情報)】</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部障がい福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部障がい福祉課(0564-23-6180)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月15日	I-3 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法という。) ・第9条(利用範囲) ・別表第一 84の項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号利用法」という。) ・第9条(利用範囲) ・別表第一 84の項 2 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第60条	事後	
平成29年2月15日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年12月1日	事後	
平成29年2月15日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年12月1日	事後	
平成29年2月15日	全般	「番号法」	「番号利用法」	事後	法改正に伴う略称の変更のため
平成29年2月15日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者総合支援法による自立支援給付関係情報」が含まれる8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項  【別表第二における情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「障害者総合支援法による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務、自立支援医療費の支給に関する事務」が含まれる108、109、110の項	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者総合支援法による自立支援給付関係情報」が含まれる8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令という。)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第7条-3-ホ、第10条-3-ホ、第12条-1-ハ、同条-3-ニ、同条-6-ニ、第14条-1-ハ、同条-2-ハ、第19条-1-チ、第27条-1-ロ、同条-2-ロ、第30条-12、第44条-1-チ、第55条-1-ハ、同条-4-ハ、同条-6-ハ、第59条の2-1-ニ  【別表第二における情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「障害者総合支援法による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務、自立支援医療費の支給に関する事務」が含まれる108、109、110の項 ・別表第二省令第55条-4、同条-5、同条-7、第55条の2	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	健康増進課長 小幡 実	健康増進課長 片岡 泉	事後	
平成30年3月23日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年12月1日	平成29年11月22日	事後	
平成30年3月23日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年12月1日	平成29年11月22日	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	2 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令という。)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第7条-3-ホ、第10条-3-ホ、第12条-1-ハ、同条-3-ニ、同条-6-ニ、第14条-1-ハ、同条-2-ハ、第19条-1-チ、第27条-1-ロ、同条-2-ロ、第30条-12、第44条-1-チ、第55条-1-ハ、同条-4-ハ、同条-6-ハ、第59条の2-1-ニ	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令という。)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第7条-2-ニ、同条-3-ホ、第10条-1-ニ、同条-2-ロ、同条-3-ホ、同条-4-ハ、第12条-1-ハ、同条-2-ロ、同条-4-ニ、同条-5、同条-6-ロ、同条-8-ニ、第14条-1-ハ、同条-2-ハ、第19条-1-チ、同条-2-6、第27条-1-ロ、同条-2-ロ、第30条-12、第44条-1-チ、同条-2-6、第55条-1-ホ、同条-2-ハ、同条-5-ハ、同条-8-ハ、第59条の2-1-ニ、同条の2-2-5	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	別表第二省令第55条-4、同条-5、同条-7、第55条の2	別表第二省令第55条-6、同条-7、同条-10、同条の2、同条の3-1、同条の3-2、同条の3-4	事後	
平成31年4月1日	I-5-②所属長の役職名	健康増進課長 片岡 泉	健康増進課長	事後	
平成31年4月1日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月22日	平成30年11月22日	事後	
平成31年4月1日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月22日	平成30年11月22日	事後	
平成31年4月1日	IV-1	-	基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IV-2	-	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IV-3 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-3 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-4	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-5	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-7	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-8	-	[○]自己点検 [○]内部監査 [ ]外部監査	事後	
平成31年4月1日	IV-9	-	十分に行っている	事後	
令和2年10月1日	I-1-② 事務の概要	<p>②自己負担上限額階層区分の決定のため、市民税課税状況を確認する。</p> <p>③給付の可否を判断し、給付決定者の受給者証及び自己負担上限額管理票を作成する。</p> <p>④給付決定の場合は、申請者に対し、受給者証、自己負担上限額管理票及び送付文を送る。</p> <p>⑤給付不承認の場合は、不承認通知書を送る。</p> <p>⑥公費負担医療の請求管理を行う。</p> <p>⑦受給履歴の管理を行う。(台帳の作成)</p> <p>⑧転入者が受給者の場合、転入前自治体に受給状況の確認を行い、支給判断を行う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①申請を受理し、申請書類(申請書、医師意見書、保険証の写し等)に記載された内容を確認する。</p> <p>②自己負担上限額階層区分の決定のため、市民税課税状況を確認する。</p> <p>⑦受給履歴の管理を行う。(台帳の作成)</p>	<p>②自己負担上限額階層区分の決定のため、生活保護受給状況、市民税課税状況、所得、年金給付情報を確認する。</p> <p>③給付の可否を判断し、給付決定者の受給者証及び自己負担上限額管理票を作成する。</p> <p>④給付決定の場合は、申請者に対し、受給者証、自己負担上限額管理票及び送付文を送る。</p> <p>⑤給付不承認の場合は、不承認通知書を送る。</p> <p>⑥公費負担医療の請求管理を行う。</p> <p>⑦受給履歴の管理を行う。(台帳の作成)</p> <p>⑧転入者が受給者の場合、転入前自治体に受給状況の確認を行い、支給判断を行う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①申請を受理し、申請書類(申請書、医師意見書、保険証の写し等)に記載された内容を確認する。</p> <p>②自己負担上限額階層区分の決定のため、生活保護受給状況、市民税課税状況、所得、年金給付情報を確認する。</p> <p>⑦受給履歴の管理を行う。(台帳の作成)</p>	事後	
令和2年10月1日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号利用法第19条第7号 別表第2の108、109及び110の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)第55条-6、同条-7、同条-10、同条の2、同条の3-1、同条の3-2、同条の3-4</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号利用法第19条第7号 別表第2第3欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる8、11、16、20、26、53、56の2、87、108及び116の項</p> <p>・別表第2主務省令第7条-2-ニ、同条-3-ホ、第10条-1-ニ、同条-2-ロ、同条-3-ホ、同条-4-ニ、第12条-1-ハ、同条-2-ロ、同条-4-ニ、同条-6-ロ、同条-8-ニ、第14条-1-ハ、同条-2-ハ、第19条-1-チ、同条-2、同条-3、同条-4、同条-5、同条-6、第27条-1-ロ、同条-2-ロ、第30条-12、第44条-1-チ、同条-2、同条-3、同条-4、同条-5、同条-6、第55条-1-ホ、同条-2-ハ、同条-5-ハ、同条-8-ハ、同条-9-ニ、第59条の2-1-ニ、同条-2、同条-3、同条-4、同条-5</p> <p>【8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報】</p>	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号利用法第19条第7号 別表第2の108、109及び110の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)第55条-6、同条-7、同条-11、同条の2、同条の3-1、同条の3-2、同条の3-4</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号利用法第19条第7号 別表第2第3欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる8、11、16、20、26、56の2、87、108及び116の項</p> <p>・別表第2主務省令第7条-2-ニ、同条-3-ホ、第10条-1-ニ、同条-2-ロ、同条-3-ホ、同条-4-ニ、第12条-1-ハ、同条-2-ロ、同条-4-ニ、同条-6-ロ、同条-8-ニ、第14条-1-ハ、同条-2-ハ、第19条-1-チ、同条-2、同条-3、同条-4、同条-5、同条-6、第30条-12、第44条-1-チ、同条-2、同条-3、同条-4、同条-5、同条-6、第55条-1-ホ、同条-2-ハ、同条-5-ハ、同条-8-ハ、同条-9-ニ、第59条の2-1-ニ、同条-2、同条-3、同条-4、同条-5</p> <p>【8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報】</p>	事後	
令和2年10月1日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年11月22日	令和2年3月1日	事後	
令和2年10月1日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年11月22日	令和2年3月1日	事後	
令和3年4月1日	I-5-①部署	保健部健康増進課	福祉部障がい福祉課	事後	
令和3年4月1日	I-5-②所属長の役職名	健康増進課長	障がい福祉課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I-7 請求先	444-8545 岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部健康増進課	〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 福祉部障がい福祉課	事後	
令和3年4月1日	I-8 連絡先	444-8545 岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部健康増進課(0564-23-6180)	〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 福祉部障がい福祉課(0564-23-6180)	事後	
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第7号 別表第2の108、109及び110の項  【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第7号 別表第2第3欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる8、11、16、20、26、56の2、87、108及び116の項	【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第8号 別表第2の108、109及び110の項  【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第8号 別表第2第3欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる8、11、16、20、26、56の2、87、108及び116の項	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I-3 法律上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項別表第1の84の項  2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(発令:平成25年5月31日号外法律第27号)(以下、「番号利用法」という。)第9条第1項及び別表第1の項番84	事後	
令和4年4月1日	I-4-② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第8号 別表第2の108、109及び110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)第55条-6、同条-7、同条-11、同条の2、同条の3-1、同条の3-2、同条の3-4  【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第8号 別表第2第3欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる8、11、16、20、26、56の2、87、108及び116の項 ・別表第2主務省令第7条-2-ニ、同条-3-ホ、第10条-1-ニ、同条-2-ロ、同条-3-ホ、同条-4-ニ、第12条-1-ハ、同条-2-ロ、同条-4-ニ、同条-6-ロ、同条-8-ニ、第14条-1-ハ、同条-2-ハ、第19条-1-チ、同条-2、同条-3、同条-4、同条-5、同条-6、第30条-12、第44条-1-チ、同条-2、同条-3、同条-4、同条-5、同条-6、第55条-1-ホ、同条-2-ハ、同条-5-ハ、同条-8-ハ、同条-9-ニ、第59条の2-1-ニ、同条-2、同条-3、同条-4、同条-5 【8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報】	【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第3欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項 (8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項)  【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第1欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「障害者総合支援法による自立支援給付(自立支援医療費)の支給に関する事務」が含まれる項 (108、109、110の項)	事後	
令和4年4月1日	II しいくい値判断項目 1、対象人数 2、対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日	令和4年1月1日	事後	
令和5年4月1日	II しいくい値判断項目 1、対象人数 2、取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日	令和5年1月20日	事後	
令和5年4月1日	4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第3欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項 (8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項)  【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第1欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「障害者総合支援法による自立支援給付(自立支援医療費)の支給に関する事務」が含まれる項 (108、109、110の項)	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第1欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「障害者総合支援法による自立支援給付(自立支援医療費)の支給に関する事務」が含まれる項 (108、109、110の項)  【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第3欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項 (8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項)  【8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(障害者自立支援給付関係情報)】	事後	